

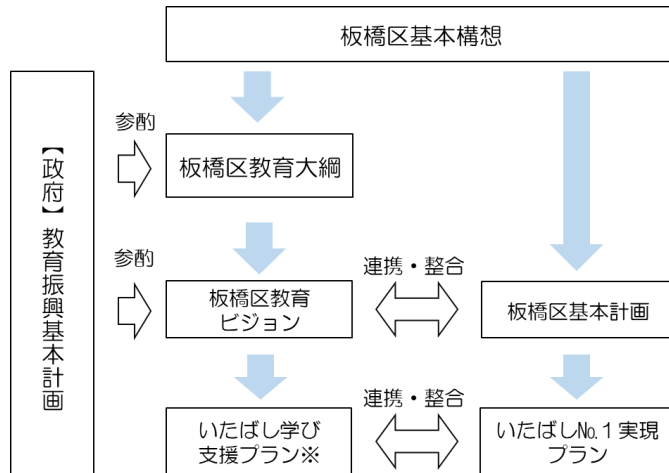
次期いたばし学び支援プラン策定の基本方針について

1 策定の背景・目的

- 教育基本法第17条第2項では、地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしている。板橋区では「板橋区教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン（以下、「プラン」という。）」を位置付けている。
- 令和6年9月に、次期ビジョンの策定に向けた方針を示し、中長期的な施策体系を定めることとしている。
- 以上を踏まえ、他の個別関連計画との整合を図るとともに、他部署とも相互に連携・協働しながら、次期プランを策定する。

2 学び支援プランの位置づけ

次期プランは、ビジョンのアクションプログラムとして位置づけ策定する。



※教育ビジョンのアクションプログラム

図1 関連計画との関係図

3 策定の基本的な考え方

次期ビジョンにおいて示す中長期的な施策体系や現行プランにおける事業の成果と課題を総括したうえで、施策の実現に必要な事業の検討を行う。

4 計画期間

第1期実施計画となる次期いたばし学び支援プランは、計画期間を令和8（2026）年度から令和10年度（2028）年度までとする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
板橋区教育大綱									
（仮称）板橋区教育ビジョン2035									
（仮称）いたばし学び支援プラン2028									
			（仮称）いたばし学び支援プラン2031						
						（仮称）いたばし学び支援プラン2035			

図2 計画期間

5 検討体制

庁内に関係部署による「いたばし学び支援プラン庁内検討会」を設置し、教育部局にとどまらず区長部局の関係各課とも連携し、策定に必要な議題等を審議、調査、検討する。

6 主なスケジュール

令和7（2025）年	6月	次期いたばし学び支援プラン策定の基本方針
	11月	次期いたばし学び支援プラン素案 パブリックコメント
令和8（2026）年	2月	次期いたばし学び支援プラン原案
	3月	次期いたばし学び支援プラン策定・公表